

問Ⅵ - 1 - ①（公益目的事業財産）

財団法人で賛助会費を集めていますが、その会費収入の扱いは、社団法人の社員が支払う会費と同様に、目的を定めていなければ半分が公益目的事業財産になるという理解でよいのでしょうか。

答

- 1 公益財団法人の会員が払う会費は、公益社団法人の社員が社員たる資格に伴って定款で定めるところにより支払ういわゆる会費（一般社団・財団法人法第 27 条）とは性格が異なり、認定法上は基本的には寄附金に該当するものと考えられます。
- 2 したがって賛助会費を徴収するに当たり、目的を定めなければ全額が公益目的事業財産になりますが（公益法人認定法第 18 条第 1 号）、一定割合を管理費に充てるなど公益目的事業以外への用途を明らかにすれば、その定めた割合に従います。